

番号：131146

国名：ニカラグア

担当：経済基盤開発部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト 中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：評価分析

(2) 格付：3号～4号

(3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2014年1月上旬から2014年2月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M

(3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 21日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：12月11日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ニカラグア／全途上国
語学の種類	西語および英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国では、2005年には104,103件であった犯罪件数が、2010年には161,757件と増加傾向にあり、治安の悪化が顕著である。また、これら犯罪被害者の12%は未成年者であり、他方、加害者の6.1%も思春期の青少年であると報告され、青少年が直面する社会リスクの大きさが深刻な問題となっている。更に、家庭内暴力・性的虐待等の告発件数も2007年の29,489件から2010年は34,763件へと増加した。これら被害者の多くは女性や子供であり、性暴力については80%以上が家族や親戚、隣人など身近な人間によるものとされ、特に居住地域における暴力への恐怖を、ニカラグアの女性人口の26%が感じているとされる。子供に関しては出生未登録や未就学の問題が存在し、6~14歳の子供のうち8.8%の男子、1.6%の女子が未就学のまま恒常的な児童労働に従事している。

このように住民が社会リスクに直面する機会が増加する中で、ニカラグア政府においては、問題を未然に防ぐために、家族関係の改善と地域社会の再構築を念頭に置いた「予防」活動と、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応である「ケア」活動の両側面を包括的に提供する統合型の行政サービスを確立し、社会リスクへの対応を強化することが課題となっている。

JICAは、ニカラグア政府の要請により、2007年7月から2010年12月末まで家族・青年・子供省（以下家族省）をカウンターパート機関とし、「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト（以下、「市民安全プロジェクト」）を、マナグア第2地区をパイロット地区として実施した。同プロジェクトは、行政とコミュニティの連携による社会リスク予防サービスモデルの開発を目的とし、1)人材育成、2)父母学校、3)青少年活動、4)生涯学習、5)機関間ネットワークの5つの活動から成るモデルを確立した。このモデルの内容を取り纏めた「社会リスク予防サービスガイドライン」は、家族省の政策として導入され、今日もなお活動が継続的に実施されるなどして、地域における予防活動の定着がみられる。一方で、こうした予防活動に加え、家族省は、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応（ケア）業務の強化を求められているが、業務に関する運営基準が十分に整備されておらず、地域の予防およびケアの業務に従事する家族省技官の

同業務に関する専門的な知識・能力が十分でなく、正確性や迅速性に欠け、適切な対応が出来ていない現状がある。

また、コミュニティ分析の不足から各地域の社会リスク課題を技官自身が十分に把握しておらず、実際に住民が直面している社会リスク課題に対応できているのか不明である。家庭や地域に存在している多様な社会リスク課題に対応するためには予防とケアを統合した包括的な取組みが重要であり、家族省においてはこれまで開発してきた予防サービス活動に加え、同省技官の人材育成や業務改善を通じたケアサービス活動の強化を行い、両側面を統合した仕組みを作ることが喫緊の課題となっている。

このような状況からニカラグア政府は我が国に対し「家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施に係る協力を要請し、JICAは家族省をカウンターパート(C/P)機関として2012年1月から2016年1月までの4年間の予定で本プロジェクトを実施中であり、現在2名の長期専門家（チーフアドバイザー／組織能力強化、業務調整／ジェンダー主流化）を派遣中である。

今回実施の中間レビュー調査では、家族省と合同で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、中間レビュー報告書及びミニッツに取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA事業評価ガイドライン第1版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備（2014年1月上旬）

- ア 既存の文献・報告書等(事前評価表、現地業務結果報告書/事業進捗報告書、調査団各種報告書、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、アウトプット、プロジェクト目標及び上位目標に関する達成見込み等)・実施プロセス(活動の実施状況やプロジェクトの現場で起きている様々な情報等)を整理・分析する。
- イ 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文、西文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- ウ 上記の評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関等)に対する質問票(案)(和文・西文)を作成する。
- エ 調査団内の検討のため、本案件に関する上記の評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。

オ 国内で収集可能なデータについて整理・分析する。

カ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2014年1月中旬～2月上旬)

ア JICAニカラグア事務所等との協議に参加する。

イ プロジェクト関係者に対して、「新 JICA事業評価ガイドライン 第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。

ウ 作成した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標及び上位目標に関する達成見込み等)・実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。

エ 上記ウで収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。

オ 国内準備作業及び上記ウ及びエで得られた結果を総合的に判断し、他団員及びC/P機関とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同中間レビュー報告書(案)(西文、同和訳)の取りまとめに協力する。

カ 担当分野に係る会議記録を作成する。

キ 調査結果や他団員及びニカラグア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・西文・英文)の取りまとめに協力する。

ク 合同中間レビュー報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。

ケ 協議議事録(M/M)(西文、同和訳)の作成に協力する。

コ 担当分野に係る現地調査結果をJICAニカラグア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年2月上旬～2月中旬)

ア 中間レビュー調査結果要約表(案)(和文、英文)の作成に協力する。

イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

ウ 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(2)のすべてとする。

(1) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)

(2) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空便経路の検討に際しては、経済性及び利便性を踏まえたものとする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年1月12日～2014年2月1日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 社会保障 (JICA)

エ) ジェンダーと開発 (JICA)

オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ニカラグア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員の調査期間については、職員と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・ニカラグア家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/D938A88FC56AB5BA492579640079E19E?OpenDocument&pv=VW02040102>

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。